

下水道使用料の誤徴収による返還について

1. 内容

2020（令和2）年8月25日（火）に四宮6丁目にある事業者から下水道使用料について問い合わせがあり、現地にて当該建物からの排水を調査したところ、2棟6区画分の建物の排水が公共下水道に流入されておらず水路に流入していることが判明し、1998（平成10）年9月分から2020（令和2）年8月までの下水道使用料、22年間約111万円を誤徴収していたものです。

2. 対象者及び返還額

対象者	16件	期間内に返還対象となる2棟6区画の建物に入居されていた方
返還額	1,055,492円	下水道使用料に係る返還金支払要綱に基づき過去20年分を返還

3. 原因

1998（平成10）年当時、下水道使用料を賦課する際、汚水が公共下水道に流入しているかどうかを現地で確認せず、図面上の確認で使用料を賦課していたものです。

4. 今後の対応

今回のケースは、公共下水道を使用されていない方に対して下水道使用料を徴収していたことから、対象者の方に事情説明を行い、事務手続きが終わり次第、速やかに誤徴収額を返還します。

（なお、下水道法に定められている排水設備の設置及び水洗便所への改造義務を遵守するよう建物所有者等に指導していくとともに、公共下水道への接続の現地確認について徹底してまいります。）

【お問い合わせ先】

環境水道部 お客さまセンター長 小野 直宏

電話：06-6903-8149 E-mail:sui02@city.kadoma.osaka.jp